

## 中古車のおとり広告の問題について

最近、中古車情報誌、新聞、チラシ広告等における「おとり広告」が散見されます。

### <最近見られたおとり広告の概要>

- ① 顧客の要望（注文）に基づき、あるいは、オートオークションで転売する前提で、オートオークションから中古車を仕入れる
- ② 顧客に納車するまでの間、あるいは、オークションで転売するまでの間に写真を撮り、中古車情報誌等に広告掲載した  
※広告発行・配布時点においては、当該車両は売約・売却済み
- ③ 広告掲載の際に、車両の品質や価値等を実際のものよりもよく見せる為に、改ざん歴車の走行距離を実走行距離として表示、修復歴有の車両を修復歴なしとして表示した

### <おとり広告の禁止>

**おとり広告も不当に顧客をお店に誘引する不当表示です。**会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

**すでに販売済み・売約済みなど、実際に販売することができない、あるいは販売する準備がなされていない車両を中古車情報誌等に広告掲載しないこと**

※公正競争規約第15条（おとり広告の禁止）

### アナログ放送終了に伴う「テレビ付（装着の有無）」を表示する場合の留意点

平成23年7月24日（日）をもってアナログテレビ放送が終了、7月24日以降は、地上波デジタル放送に対応していないテレビは視聴できないこととなります。

こうしたことから、今後、店頭や広告において車両の装備品として「テレビ付」、「ナビTV付」等の表示を行う場合には、消費者トラブル未然防止の観点から、下記のとおり早期の対応をお願いいたします。

- ◆地上波デジタル放送に対応していない場合はその旨（「アナログTV」等）を明りょうに表示すること
- ◆なお、地上波デジタル放送に対応していない旨を明りょうに表示できない場合や、チューナー等を別途装着しても地上波デジタル放送に対応できない場合は、「テレビ付」等の表示をしないこと